

お知らせ

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給

**新**型コロナウイルス感染症による影響を大きく受ける子育て世帯を支援するため、0歳から18歳までの児童1人あたり10万円相当の給付を行います。

町では、先行給付金の現金5万円に加え、今般の国の方針変更を受けて残り5万円も現金で給付することとし、合計10万円の現金給付を開始します。

給付にあたっては、一部の方を除いて申請が必要です。対象者や申請手続きなどの詳細については町ホームページを確認いただくか、問い合わせください。

### ■問い合わせ先

- ・内閣府コールセンター ☎ 0120-526-145（午前9時～午後8時まで・年末年始除く）
- ・福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793（平日午前8時30分～午後5時15分まで・年末年始除く）

お知らせ

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料・国民健康保険税の減免

**新**型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など、申請により令和3年度の介護保険料・国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

※減免の詳細や申請方法については福祉課長寿介護係または、ほけん課国保係に問い合わせください。

### ■対象となる方

65歳以上の介護保険第1号被保険者または国民健康保険被保険者で、①か②に該当する方

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入について30%以上の減少が見込まれる場合（その他、前年の所得合計額などいくつかの要件あり）

### ■申請期限

令和4年3月31日(木)まで

- ・介護保険料について ☎ 福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125
- ・国民健康保険税について ☎ ほけん課国保係 ☎ 585-2785

お知らせ

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険「傷病手当金」の支給

**国**民健康保険の被保険者のうち、給与所得者が新型コロナウイルス感染症により仕事を休んだ場合、申請により傷病手当金の支給を受けることができます。

※支給の詳細や申請方法については、ほけん課国保係に問い合わせください。

### ■対象となる方

国民健康保険被保険者で、①か②に該当する方

- ①検査の結果「新型コロナウイルス感染症」と判定を受け、入院しているまたは軽傷あるいは自覚症状が無く自宅（指定の施設）で療養している場合
- ②発熱など自覚症状があり「新型コロナウイルス感染症」が疑われる場合

☎ ほけん課国保係 ☎ 585-2785

お知らせ

## 家屋を取り壊したら「滅失届」が必要です

**固**定資産税は、毎年1月1日を基準として課税しています。令和3年中に固定資産税の課税対象となっている住宅や倉庫等の「家屋」を取り壊した際には、年内に税務課課税係まで「家屋滅失届」の提出をお願いします。町職員が現地を確認し、翌年度分の課税台帳から削除します。

届出がない場合、確認ができずに引き続き課税されることとなります。なお、法務局への滅失登記が完了している場合には、「滅失届」の提出は不要です。

☎税務課課税係 ☎ 585-2778

お知らせ

## 事業用資産をお持ちの方は償却資産申告が必要です

**国**見町内で会社、商店、農業、不動産などの事業を行っている方（法人および個人）で、事業用資産（償却資産）をお持ちの方は、毎年1月1日現在時点で所有している償却資産について、1月中に申告を行う必要があります。前年に申告をした方、または申告の必要がある方については、12月17日に申告のお知らせを送付しました。申告書を作成し、期限までに申告書の提出をお願いします。

### ■提出期限

令和4年1月31日(日)

### ■提出先

税務課課税係

☎税務課課税係 ☎ 585-2778

お知らせ

## 年末年始水道工事当番店

**年**末年始の水道修繕工事当番店は、次のとおりです。

月 日	指定店名	電話番号
12/29 (日)	(株) 渡辺建設	585-2404
12/30 (日)	(有) 佐久間工業	529-1105
12/31 (金)	国見ガス住宅設備(株)	585-2137
1/ 1 (土)	(有) 後藤設備	585-3103
1/ 2 (日)	(有) 齋久設備	585-2310
1/ 3 (月)	根本建設(株)	585-1153

☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997

## お知らせ 粗大ごみ収集日と ごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 1月5日(水)、19日(水)

**粗**大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集いたしません。

### ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。
- ・ごみ置場にごみを出す際は、必ずネット等をかけるなどして、カラス等がいたずらしないよう注意してください。

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ

## 年末年始における事件事故防止県民総ぐるみ運動実施中

**年** 年末年始は時節や地域特有の犯罪、夕暮れ時から夜間にかけて多発する交通事故や雑踏事故の発生が懸念されます。この運動は、地域住民の安全と安心を確保することを目的としています。一人ひとりがモラルやルールを守って事件事故を防止し、安全で安心なまちづくりを推進しましょう。

### ■実施期間

令和3年12月10日(金)～令和4年1月7日(金)までの29日間

### ■運動の重点

#### ・犯罪被害防止関係

- ①地域の情勢に即した犯罪被害防止
- ②なりすまし詐欺の被害防止
- ③子どもの犯罪被害防止
- ④金融機関、コンビニエンスストア等を対象とした犯罪被害防止

#### ・交通事故防止関係

- ①道路横断中の交通事故防止
- ②夕暮れ時や夜間の交通事故防止
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶と飲酒が関与する交通事故の防止
- ⑤自転車の交通事故防止と適正な利用の推進

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ

## ペットの適正飼養について正しい知識を持ちましょう

### ■猫の適正飼養について

①猫の「室内飼い」をすすめています。

- ・交通事故、感染症、迷子、予期せぬ繁殖・・・屋外には危険がいっぱい。
- ・ふん尿被害、花壇を荒らす、爪で車を傷つけるなど、ご近所に迷惑を掛けている恐れもあります。
- ・また、災害時に同行避難ができるように室内で飼いましょう。

②所有者明示をしましょう。

- ・迷子札やマイクロチップにより、迷子時や災害時に備えましょう。

③不妊去勢手術を受けさせましょう。

- ・猫は繁殖力が強く、年2～4回、1回に4～8匹出産することもあります。
- ・メスの子猫は生後4～12か月で繁殖、オスの子猫は生後8～12か月で交尾可能になります。
- ・手術をすることで、マーキング（尿スプレー）や発情などを防ぐことができ、飼いやすくなります。

④野良猫に餌を与えた結果、不幸な子猫が生まれるケースが増えています。

⇒野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者（飼育者）となります。

猫に不妊去勢手術を受けさせ、ふん尿の後始末は管理者が責任を持って行い、まわりに迷惑をかけないようにしましょう。

### ■ペットはマナーを守って飼育してください！！

- ・犬などのペットを散歩させる際には、事前に自身の敷地内でフン等を済ませてからにしましょう。外でフン等をしてしまった場合に備え、ビニール袋等を持参し、フンは放置せずに必ず持ち帰って、飼い主の責任で処理してください。
- ・飼い犬を迷子にさせないでください。（鑑札、注射済票番号を装着することで、飼い主がわかります。）
- ・ペットが逃げてしまったら、動物愛護センター、役場、警察等へすぐ連絡しましょう。

☎住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116 ・ ☎福島県動物愛護センター ☎ 024-953-6400

お知らせ

## 福祉灯油給付事業のお知らせ

**町**では昨今の灯油価格の高騰に伴い、生活困窮世帯の在宅世帯の方を対象に福祉灯油給付事業を実施します。詳しくは福祉課へ問い合わせください。

### ■対象者

- ①令和3年度町民税非課税世帯および生活保護世帯で在宅世帯の方
- ②上記と同等と認められる世帯

### ■給付額

5,000円（1,000円×5枚の給付券）

### ■給付方法

町で給付要件を確認した世帯には、世帯主宛に給付券を郵送します。

令和3年1月2日以降転入された方および非課税世帯相当と認められる方は申請が必要となりますので、要件が確認できる書類（非課税証明等）を持参のうえ、福祉課へお越しください。

☎福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

お知らせ

## 「医療費のお知らせ」を送付します

**福**島県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さまに自己の健康管理と医療に対する関心を高めてもらうために、毎年1回「医療費のお知らせ」（医療費通知）を送付しています。

令和3年1月から12月までの「医療費のお知らせ」を令和4年2月下旬より順次発送します。到着したら、自分の受診状況等について確認をお願いします。なお、対象期間内に医療機関への受診が無かった場合は、通知は発行されません。

「医療費のお知らせ」については、県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じられません。確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いします。また、「医療費のお知らせ」を確定申告の参考資料として使用する場合において、「自己負担相当額」と実際に負担した額が異なるときは、補填された金額（高額療養費等）を差し引くなど、自身で訂正し申告してください。なお、医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務署等に問い合わせください。

不明な点があれば、福島県後期高齢者医療広域連合まで問い合わせください。

☎福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 024-528-9025

お知らせ

## 水道管の凍結防止

**冬**の寒さが厳しい時期（気温が氷点下4℃以下）は、水道管が凍結・破裂する場合がありますので注意してください。

凍結防止対策として、①屋外の水道管を保温する、②少量の水を出しておく、③長期間水道を使用しないときは、水抜栓を閉めて水道管の水を抜いておくことが挙げられます。

水道管が凍結してしまった場合は、溶けるのを待つか、凍結しているところにタオルをあて、その上からぬるま湯をかけてください。（熱湯をかけると水道管が破裂する恐れがあります）

また、水道管が故障した場合は、町の「指定給水装置工事事業者」へ修繕を依頼してください。（修繕費は使用者負担となります）

※指定給水装置工事事業者一覧は町ホームページをご確認ください



☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997